

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成21年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成21年12月17日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第76号 市道路線の廃止について（建設経済常任委員会）
- 日程第2 議案第77号 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）
- 日程第3 議案第81号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第82号 太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第5 議案第83号 太宰府市立水城共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第6 議案第84号 太宰府市立長浦台共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第7 議案第85号 太宰府市立青葉台共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第8 議案第86号 太宰府市立大佐野共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第9 議案第87号 太宰府市立向佐野共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第10 議案第88号 太宰府市立国分共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第11 議案第89号 太宰府市立通古賀共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第12 議案第90号 太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第13 議案第91号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第14 議案第92号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第15 議案第93号 太宰府展示館の指定管理者の指定について（総務文教常任委員会）
- 日程第16 議案第94号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について（環境厚生常任委員会）
- 日程第17 議案第95号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について（環境厚生常任委員会）

- 日程第18 議案第96号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第19 議案第97号 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第20 議案第98号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について（分割付託）
- 日程第21 議案第99号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第22 議案第100号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第23 議案第105号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について（分割付託）
- 日程第24 議案第106号 平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第25 議案第107号 平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第26 議案第108号 平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第27 議案第109号 平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第28 議案第110号 平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第29 議案第111号 平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について（建設経済常任委員会）
- 日程第30 議案第112号 太宰府市暴力団排除条例の制定について（総務文教常任委員会）
- 日程第31 請願第6号 2010年度年金の確保に関する請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第32 請願第7号 後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第33 請願第8号 有床診療所の存続と活用を国に求める事に関する請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第34 請願第9号 夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第35 請願第10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願（建設経済常任委員会）
- 日程第36 意見書第4号 エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書（環境厚生常任委員会）
- 日程第37 意見書第5号 奨学金制度の充実を求める意見書（総務文教常任委員会）
- 日程第38 意見書第6号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書
- 日程第39 意見書第7号 有床診療所の存続と活用に向けた対策を求める意見書
- 日程第40 意見書第8号 夫婦別姓問題に関し慎重な対応を求める意見書

日程第41 太宰府市議会議員定数問題特別委員会中間報告

日程第42 議員の派遣について

日程第43 閉会中の継続審査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	原田久美子	議員	2番	藤井雅之	議員
3番	長谷川公成	議員	4番	渡邊美穂	議員
5番	後藤邦晴	議員	6番	力丸義行	議員
7番	橋本健	議員	8番	中林宗樹	議員
9番	門田直樹	議員	10番	小柳道枝	議員
11番	安部啓治	議員	12番	大田勝義	議員
13番	清水章一	議員	14番	安部陽	議員
15番	佐伯修	議員	16番	村山弘行	議員
17番	田川武茂	議員	18番	福廣和美	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	不老光幸	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（16名）

市長	井上保廣	副市長	平島鉄信
総務部長	木村甚治	協働のまち推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	松田幸夫	健康福祉部長	松永栄人
建設経済部長	新納照文	会計管理者併上下水道部長	宮原勝美
教育部長	山田純裕	総務課長	大藪勝一
経営企画課長	今泉憲治	市民課長	木村和美
福祉課長	宮原仁	都市整備課長	神原稔
上下水道課長	松本芳生	監査委員事務局長	井上義昭

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	松島健二	議事課長	田中利雄
書記	浅井武	書記	花田敏浩
書記	茂田和紀		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第1、議案第76号「市道路線の廃止について」及び日程第2、議案第77号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第76号及び議案第77号について一括して審査内容と結果を報告いたします。

審査においては、まず補足説明を受け、現地調査を行って審査いたしました。

まず、議案第76号について報告いたします。

今回廃止する路線は、道路用地の寄附を受けたことにより、道路延長が延び、起点、終点が変更になったため、廃止する神ノ前・狭間線1件です。

本議案について質疑、討論はなく、採決の結果、議案第76号「市道路線の廃止について」は委員全員一致で可決するものと決定いたしました。

次に、議案第77号について報告いたします。

まず、新神ノ前・狭間線は、道路用地の寄附により道路延長が延びたため、議案第76号で旧路線を廃止し、新たに新路線として認定を行うものです。

次に、青葉台85号は、開発により帰属を受ける路線です。

以上の2件の路線認定を行うものであります。

本議案については、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第77号「市道路線の認定について」は委員全員一致で可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第76号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第77号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第76号「市道路線の廃止について」の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第76号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第77号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第77号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時05分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3から日程第15まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第3、議案第81号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」から

日程第15、議案第93号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番(清水章一議員) おはようございます。

総務文教常任委員会に審査付託されました議案第81号から議案第93号までについて、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、議案第81号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」報告をさせていただきます。

同センターは、平成20年4月から財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として施設の管理運営を行っているところでありますが、その期間が平成22年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に定める公募によらない候補者として同財団を選定し、引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間であるとの説明を受けました。

委員からは、館長職に再任用職員を充て、直営に戻すことを検討できないかなどについて質疑があり、執行部からは、公益法人制度の改正に伴い、現在の財団法人のあり方を見直す時期であることから、職員の配置も含めて検討中であるとの回答がありました。

その他、関連質疑があり、討論はなく、採決の結果、議案第81号については委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から議案第90号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」までを一括して報告いたします。

市内の9カ所の共同利用施設は、各地元自治会を指定管理者として管理運営を行っているところでありますが、平成22年3月末をもってその期間が満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に定める公募によらない候補者として各地元自治会を選定し、引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間であるとの説明を受けました。

委員からは、指定管理者に指定された場合、事務処理や各種報告書の提出はどうかなどについて質疑があり、執行部からは、事務処理は各自治会に任せており、運営助成金交付規程に基づき、従来から事業報告書や収支決算書等を提出いただいていることから、それと兼ねているとの回答がありました。

その他、関連質疑があり、討論はなく、これらについて一括して採決した結果、議案第82号から議案第90号までについては委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第91号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」及び議案第92号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」報告をいたします。

太宰府市民図書館及び太宰府市文化ふれあい館は、平成20年4月から財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を指定管理者として施設の管理運営を行っているところでありますが、その期間が平成22年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に定める公募によらない候補者として同財団を選定し、引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間であるとの説明を受けました。

これに対して委員から、議案第91号について、図書館の選定は指定管理者が行っているのかなどについて質疑があり、執行部からは、司書10名程度で組織する選書委員会で選定を行い、最終的には市で決定しているとの回答がありました。

議案第92号について、文化ふれあい館は、展示スペースのほかに文化財課や市史編さん室が使用しているスペースがあるが、管理運営区分はどうなっているのかなどについて質疑があり、執行部からは、施設全体の管理については指定管理者が行い、2階で行っている埋蔵文化財の調査や市史編さんに係る業務は市の業務として行っているとの回答がありました。

その他、関連質疑があり、討論はなく、採決の結果、議案第91号、議案第92号、いずれも委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第93号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」報告をいたします。

大宰府展示館は、平成20年4月から財団法人古都大宰府保存協会を指定管理者として施設の管理運営を行っているところでありますが、その期間が平成22年3月末をもって満了することから、太宰府市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条に定める公募によらない候補者として同協会を選定し、引き続き指定管理者として指定するものであり、指定期間は、平成22年4月1日から平成24年3月31日までの2年間であるとの説明を受けました。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第93号については委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第81号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第82号から議案第90号までを一括して、委員長報告に対し質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第91号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第92号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第93号の委員長報告に対し質疑はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第81号「太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第81号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第81号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第82号「太宰府市立都府楼共同利用施設の指定管理者の指定について」から議案第90号「太宰府市立吉松共同利用施設の指定管理者の指定について」のいわゆる市立共同利用施設の指定管理者の指定について、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

一括して採決を行います。

議案第82号から議案第90号までの委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第82号から議案第90号までは可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時14分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第91号「太宰府市民図書館の指定管理者の指定について」討



論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第91号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第91号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時15分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第92号「太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第92号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第92号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時15分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第93号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第93号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第93号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時16分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16と日程第17を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第16、議案第94号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第17、議案第95号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第94号及び議案第95号の審査における主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第94号につきましては、太宰府市女性センタールミナスの管理運営業務を行う指定管理者に、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を候補者として選定したため、議会の議決を求められたものです。その候補者選定の理由につきましては、補足説明において、財団がこれまで行ってきた管理運営面において十分な実績があること、資格取得事業、就業支援事業、趣味教養事業、男女共同参画事業など多種多様な事業を行い、市民の活動拠点の役割を果たしていること、こうした各種事業を運営していくには、これまで培ってきた経営のノウハウや実績が必要であることから、財団法人太宰府市文化スポーツ振興財団を選定したとのことでした。

次の議案第95号につきましては、太宰府市立老人福祉センターの管理運営業務を行う指定管理者に社会福祉法人太宰府市社会福祉協議会を選定したため、議会の議決を求められたものです。その選定の理由につきましては、補足説明において、当該団体は老人福祉センターでの管理運営に実績があること、また誠実に契約を履行しているということで、指定管理者として選定したとの説明がありました。

議案第94号の質疑では、体育センターの受け付け業務を女性センタールミナスがやっているが契約はどうなっているのかとの質問に対し、体育センターの受け付け業務については女性センタールミナスの指定管理仕様書に含まれているとの回答を得ています。

また、議案第95号の質疑では、高雄方面の福祉バスが廃止になったが、入浴利用者に増減はあるのかとの質問に、増減はなく、例年どおりの利用者数であるとの回答を得ています。また、入浴設備が老朽化し、施設の改善をどのように考えているのかとの質問に対しまして、現在のところ修繕程度で維持管理していく方向であるとの回答を得ています。

質疑を終わり、両議案とも討論はなく、採決の結果、議案第94号及び議案第95号につきましては委員全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第94号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第95号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第94号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第94号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第94号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時21分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第95号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第95号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第95号は可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時21分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第18 議案第96号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第18、議案第96号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第96号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

この改正の主な内容は、平成20年3月に個人市県民税の寄附金控除制度が拡大されたため、現在、所得税の寄附金控除の対象となっている住民の福祉の増進に寄与する寄附金を市民税の寄附金控除の対象とするため条例の改正を行うものであるとの説明を受けました。

委員からさしたる質疑はなく、討論もなく、採決の結果、議案第96号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第96号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 議案第97号 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の一部を改正する条例について

○議長（不老光幸議員） 日程第19、議案第97号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の

定数条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第97号の審査内容と結果を報告いたします。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正により、農業委員の総数を現状で維持しつつ、農業共済組合が推薦する者を1名選任し、各推薦枠を1名とすることによって、議会の推薦に係る委員の定数を2名から1名にするものと説明がありました。

本案について質疑、討論はなく、採決の結果、議案第97号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の一部を改正する条例について」は委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第97号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第97号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時26分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20 議案第98号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第20、議案第98号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

[13番 清水章一議員 登壇]

○13番（清水章一議員） 各委員会に分割付託されました議案第98号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」、当委員会における主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出では、2款1項7目財産管理費、庁舎維持管理費の工事請負費について、2階の喫煙スペースを3階ベランダ部分に移設することに伴い、ベランダ出入り口のドアの改修及び雨よけのための屋根設置工事の費用136万5,000円の増額。2款3項2目賦課徴収費、徴収関係費の償還金、利子及び割引料について、景気後退による業務悪化により、法人市民税申告によって予定納付金の還付が多く発生していることから、過誤納金還付金1,000万円の増額。9款1項5目災害対策費、災害対策関係費の工事請負費について、例えば地震や大規模テロ情報など極めて迅速な対応を要する事態が発生した場合において、消防庁からその緊急情報を受信して、コミュニティ無線で伝達するためのシステムの整備工事の費用として900万円の増額。10款2項小学校費、10款3項中学校費では、小学校2校、中学校2校で来年度それぞれ3クラスずつ増が見込まれることから、それに係る消耗品や備品購入の費用として、小学校費で445万6,000円、中学校費で92万3,000円の増額。10款4項8目文化財調査費、原因者負担分文化財調査事業関係費では、西鉄操車場跡地の発掘調査延期の申し出が西日本鉄道株式会社からなされたことに伴い、調査に係る費用5,669万1,000円の減額。11款3項1目文化財施設災害復旧費、災害復旧関係費では、本年7月の豪雨災害に伴う文化財の災害復旧工事費として820万円の増額など計上されております。

歳入では、12款2項3目教育費負担金、埋蔵文化財発掘調査原因者負担金について、西鉄操車場跡地の発掘調査延期により5,669万1,000円の減額。14款2項6目文化財保存修理国庫補助金、15款2項8目文化財保存修理費県補助金及び21款1項7目災害復旧債では、文化財の災害復旧工事の費用として合計261万4,000円の増額。15款2項11目消防費県補助金、防災情報通信設備整備事業交付金では、消防庁からの緊急情報をコミュニティ無線を通じて伝達するシステムの整備費用として900万円の増額などが計上されております。

第4表地方債補正では、現年発生単独災害復旧事業債としまして、文化財の災害復旧工事の費用で限度額が220万円増額されております。

第3表債務負担行為補正では、3つの公共施設の指定管理料、それから小・中学校の用務員業務委託料など、平成22年度以降に負担すべき費用が新たに追加されております。

審査では、款項目ごとに執行部に補足説明を求め、質疑を行い、計上の根拠等不明な点について確認を行いました。

討論では、公共施設の指定管理料の債務負担行為補正が計上されているが、これらの施設を直営に戻すことについて検討することを強く要望するとの賛成討論がありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第98号の当委員会所管分については、委員全員一致で

原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、議案第98号の建設経済常任委員会所管分について、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしましては、7款1項3目の消費者行政関係費の消耗品費17万円、臨時工事費180万円、施設一般整備購入費18万円の合計215万円が計上されております。

これは、消費者相談窓口事業を充実させるために、消費者相談室の改修を行うための工事費及び消耗品費、備品購入費です。

次に、7款1項4目13節、観光施設整備費の委託料、I Cエコまちづくり事業委託料として4,000万円が計上されております。

これは、地域情報通信技術利活用推進交付金という国庫補助金を受け、観光情報や交通案内のサービス向上やI Cカードの利活用に交通と商業に連携する仕組みづくりを取り入れて、交通機関の利用促進による二酸化炭素の削減に向けたエコな都市づくりに取り組んでいこうという観光施設整備事業のための委託料であります。

その他、8款2項1目、街路灯等管理費の修繕料として175万5,000円が増額補正されております。

続いて、歳入の主なものとしては、14款2項5目、総務費国庫補助金の地域情報通信技術利活用推進交付金として3,900万円が増額補正されております。これは、歳出の観光施設整備費の委託料、I Cエコまちづくり事業委託料に充当されるものであるとの説明がありました。

また、地方債の補正について、関連した歳入の補正予算と一括して審査いたしました。

審査を終え、さしたる質疑はなく、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第98号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 続きまして、環境厚生常任委員会の所管分につきまして、その主な審査内容と結果をご報告いたします。

今回の補正における主な内容は、まず、歳出では、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、社会福祉協議会関係費で常務理事・事務局長の報酬の変更に伴う増額補正、また特別会計関係費の繰出金では、国保特別会計に対する一般会計からの法定繰出金の増額補正です。

2目老人福祉費では、高齢化社会対策費で包括支援センターのいす、備品等の購入のための増額補正、また補助金精算返還金の計上、そして特別会計関係費では、介護保険事業特別会計への繰出金952万円の増額補正となっております。

3目の障害者対策費では、バリアフリー推進費として蔵司の前のトイレにオストメイト対応トイレ設置を行うため、62万円の増額補正をしております。これには、歳入で県補助金があり、補助上限額の50万円を同時に補正しております。

また、平成20年度に設置したオストメイト対応トイレの補助金精算として、差額の返還金の計上をしております。

4目障害者自立支援費では、介護・訓練等給付関係費として7,860万7,000円の増額補正、これは、4月に給付について改定があった分で、全体で5.1%プラスになったということ、また福祉サービスを利用する方が増えたことでの増額となっております。これには、国庫から2分の1の補助、県費から4分の1の補助があります。

精算償還金につきましては、平成20年度の交付額が決定したことによる差額の返還というものです。

次に、自立支援医療費支給関係費につきましては、生活保護者で人工透析の障害者の適用者が増加したことから、545万円の増額補正となっております。これには、国庫からの2分の1の補助、県費から4分の1の補助があります。

精算返還金につきましては、平成20年度の交付額が決定したことによるものです。

次に、地域生活支援事業関係費の委託料で、屋外での移動が困難な障害者のための介護、つきそいを支援する事業で、福祉サービスの報酬額の改定によるものと、利用者が増加したことによる575万8,000円の増額補正です。これにも国庫からの2分の1の補助、県費からの4分の1の補助があります。

続きまして、3款2項児童福祉費、2目児童措置費の児童手当の増額補正につきましては、厚生年金加入のサラリーマン家庭の小学校卒業前特例給付の対象児童が延べ2,400人の増が見



込まれますことから、1,125万円の増額となっております。逆に、国民年金者の対象児童につきましては、延べ450人ほどの減が見込まれておりますことから、478万5,000円の減額となっております。

3目保育所費の市立保育所管理運営費は、南保育所の入所児童の増加による1,765万5,000円の増額補正、また私立保育所関係費は、待機児童の増加に対応するため、定数の弾力化により入所児童数を定員より上回って入所させている分、また保育単価の改正も合わせ4,288万8,000円の増額補正となっております。

次に、3款3項生活保護費、2目扶助費につきましては、生活保護世帯の増加、母子加算の復活、学習支援費の新設等で1億4,264万8,000円の増額補正となっております。この事業には、国庫より4分の3の補助があります。

2目保健予防費であります。これは、新型インフルエンザの予防接種の優先接種者のうち、住民税非課税世帯と生活保護世帯の対象者6,600人に対応する委託料の増額補正4,150万2,000円、また助成金として県外等で接種された方への償還払い分として200人分、123万円も計上しております。この事業は、国庫からの2分の1の補助、県費からの4分の1の補助があります。

続きまして、4款3項上水道費、1目上水道施設費では、福岡地区水道企業団が行う建設改良の建設時の負担80万円と過去に行った建設改良費の償還金の元金に当たる部分の負担6万円、合計86万円を計上しています。また、繰出金では、過去の建設改良費を繰上償還しました償還金の利息部分の繰出金マイナス53万4,000円を計上しているものです。

また、建設改良時の80万円の増額につきましては、100%の起債充当率がありますので、80万円の出資債として起債し、一般会計出資金として80万円を増額補正するものです。

最後に、10款1項教育総務費、5目幼稚園就園奨励関係費1,086万4,000円、これは今回補助単価が大きく改正されたことによるものです。

次に、歳入のほうですが、歳入の補正額につきましては、すべて今回の歳出補正に伴うものとなっております。

次に、債務負担行為補正では、平成22年度から平成23年度分として老人福祉センター指定管理料2,103万5,000円、女性センタールミナス指定管理料3,857万8,000円、平成22年度分として私立保育所創設補助金1億3,365万円をそれぞれ追加しております。

また、変更として、南保育所の保育業務委託料について、3,073万7,000円増の2億808万8,000円の補正が上がっております。

審査につきましては、各款各項ごとに執行部に補足説明を求め、その都度質疑を行い、補正計上の根拠等不明な点について確認いたしました。

主な質疑では、まず、市立保育所管理運営費について、市は4人の職員を派遣しているが、今後どうなるのかとの質問には、あくまでも引き継ぎで来年3月をもって終了するとのことでした。

また、本会議2日目において、南保育所保育業務委託料の債務負担行為についての質疑があった分につきましては、昨年度に債務負担行為を設定したときは平成21年度から平成23年度まですべて60名の入所児童で算定していたが、現在既に70名ということで、今年度の運営委託料の決算見込みは当初に比べ1,700万円近く増えている。人数に沿った単価計算をしているので、他の支出をしていることはなく、国庫基準で運営委託料を算出しており、市との協定の中で対定数を決めているので、その中で保育士の人員配置を行ってもらっている。市はあくまでも入所人員に対する委託料を支払っているので、あとの保育士の配置については協定を下回らない限りのところで法人のほうで配置しているとの回答を得ています。

また、給食等の主食費である保護者負担については、各園で徴収しているが、南保育所については運営主体の法人のほうで負担しているということで、その部分については法人の判断ということで任せているということでした。

新型インフルエンザ関係におきましては、中学校までの義務教育期間のお子さんには市の負担で接種できないかにつきましては、対象者がおよそ9,800人いて、これに接種費用の6,150円を乗じると約6,000万円ぐらいになるので、現段階ではかなりの市町村が全国的にやっているとおり、国が示している中身で考えているとのことでした。また、助成対象者への個人通知の関係では、厚生労働省の通知でワクチン接種はあくまでも個人の意思を尊重し、個人の意思を軽視して強制的に接種することがないように留意するとされているので、接種対象者には接種の努力義務はなく、通知を行えば接種勧奨になりかねないというふうを考えているとのことでした。また、助成対象者への個人通知の関係では、厚生労働省の通知でワクチン接種はあくまでも個人の意思を尊重し、個人の意思を軽視して強制的に接種することがないように留意するとされているので、接種対象者には接種の努力義務はなく、通知を行えば接種勧奨になりかねないというふうと考えているとのことでした。また、助成対象者への個人通知の関係では、厚生労働省の通知でワクチン接種はあくまでも個人の意思を尊重し、個人の意思を軽視して強制的に接種することがないように留意するとされているので、接種対象者には接種の努力義務はなく、通知を行えば接種勧奨になりかねないというふうと考えているとのことでした。

次に、債務負担行為補正の追加の私立保育所創設補助金について、この補助金は建物だけになるのか土地も含むのかとの質問に対しては、国庫補助基準では土地については対象ではなく、建物の建設、設計、備品関係を含めたところでの補助になるということでした。

本議案に対する質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第98号の当委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で環境厚生常任委員会の所管分についてご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時48分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21と日程第22を一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第21、議案第99号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」及び日程第22、議案第100号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」を一括議題にしたいと思えます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第99号及び議案第100号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

まず、議案第99号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,887万9,000円の追加補正がなされております。

その主な内容は、まず、歳出につきましては、2款保険給付費、1項療養諸費の3目一般被保険者療養費につきまして、財源不足に伴う278万1,000円の増額補正、4項出産育児諸費、出産育児一時金につきましては、法改正により10月から4万円引き上げられたことで予算不足を生じたので、216万円増額補正をしております。

3款1項1目後期高齢者支援金につきましては、額が確定したことにより2,114万2,000円の増額補正、5款1項1目老人保健医療費拠出金につきましては、決算見込みによる1,431万1,000円の減額補正となっております。

6款1項1目介護納付金につきましては、国庫支出金の交付措置による財源更正となっております。

また、11款での償還金につきましては、返還額の確定に伴います不足分の増額補正となっております。

13款の前年度繰上充用金につきましては、平成20年度の決算額が確定したことによる865万2,000円の減額補正となっております。

主な歳出補正は以上でございます。

歳入につきましては、2款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金では、後期高齢者支援金の増額分の国庫負担分を補正しております。

2項3目出産育児一時金では、法改正分の増額に伴う国庫負担分2分の1を増額補正しております。

4目介護従事者処遇改善臨時特例交付金では、介護報酬の改定に伴います国保税の上昇を避けるために458万9,000円が交付されたことによる追加補正となっております。

8款1項一般会計繰入金では、出産育児一時金の改定に伴う法定繰り入れで72万円の追加補正。

10款諸収入につきましては、平成20年度の決算額が確定したことによる862万2,000円の減額補正となっております。

執行部からの補足説明を終わり、さしたる質疑はなく、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第99号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第100号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」ご報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億3,654万3,000円の追加補正がなされており、その主な内容は、歳出につきましては、1款総務費、1項1目一般管理費では、グループホームにスプリンクラーを設置する補助のために1,744万2,000円の増額補正、これは全額国庫補助となっております。

また、精算返還金として、平成20年度の精算分の増額補正となっております。

2款保険給付費では、今年度の上半期をもとに精査し、予算の組み替えを行っております。

3款地域支援事業費、2項1目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費については、包括支援センターのいす等の購入及び電話料の増額分で、54万円を補正しております。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、歳入、1款1項1目介護予防サービス計画費収入としまして、サービスの計画書を作成する件数の増加により154万円を増額補正しています。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費においてケアプラン作成の増加による増額補正100万円を補正しています。

執行部からの補足説明を終わり、質疑では、施設介護サービス給付費が4,000万円も減額になっているがどうなっているのかとの質問に対し、執行部から、平成20年度の実績により当初予算を組んでいたが、今年度の上半期の状況で下半期を予測して組み替えたところ、この部分が4,000万円の減額となったとの回答を得ています。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第100号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第99号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第100号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第99号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第99号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時56分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第100号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第100号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時57分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第23 議案第105号 平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について

○議長（不老光幸議員） 日程第23、議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 各委員会に分割付託されました議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」、当委員会における主な審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、人事院勧告に基づく職員給与の改定及び人事異動等による人件費の補正予算でありましたので、総務課、経営企画課から一括して説明を受けました。

これによると、各款トータルで、給料が1,533万2,000円の減額、職員手当が274万4,000円の減額、共済費が269万2,000円の減額とのことであります。

これに伴い、歳入では、取り崩しを予定していた財政調整資金繰入金の額が減額されているとのことであります。

これについて委員からのさしたる質疑はなく、討論では、大変な不況の中での職員給与の引き下げには反対するとの反対討論がありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第105号の当委員会所管分については、委員大多数の賛成で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 田川武茂議員。

〔17番 田川武茂議員 登壇〕

○17番（田川武茂議員） 続きまして、議案第105号、建設経済常任委員会所管分について、審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、職員給与費の補正であります。

執行部からは、給料及び職員手当について、予算編成時にそれぞれの部署の職員数などを見

込んで計上していたが、その後の人事異動等の調整に伴う額と人事院勧告に伴う額を合わせて補正、計上するものと説明がありました。

審査を終え、質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」、当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑は終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 続きまして、議案第105号の環境厚生常任委員会所管分について、審査内容と結果を報告します。

本議案は、職員給与費の補正であります。

執行部からは、給料及び職員手当については、予算編成時にそれぞれの部署の職員数等を見込んで計上していたが、その後の7月、10月の人事異動等の調整に伴う額と人事院勧告に基づく職員給与の改定に伴う額を合わせて補正、計上するものとの説明がありました。

審査を終え、質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第105号「平成21年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） この議案第105号ですが、提案されますこの採決されました第101号、

市議会議員の報酬の引き下げ、それから特別職の引き下げ、それから教育長の引き下げについては賛成をいたしました。この第105号の補正予算の中にそういう特別職の引き下げ分も含まれておりますが、人事院勧告に基づいて戦後2番目の引き下げ、しかも遡及までする、この影響が大変な状況になっております。公務員給与の引き下げが波及し、あらゆる企業の状況も職員の給与までもカットされる、ボーナスが支給されない、公務員の与える影響は大変な状況であります。しかも、戦後2番目というこういう引き下げが行われたことについて、どうしても私ども、与える影響は大きいということで、条例が提出されたときに反対の立場を表明いたしておりましたので、この議案第5号、反対をいたします。

また、この議案第105号から第106号、第107号、第108号、第109号、第110号、第111号も、まず特別会計の職員の給与が引き下げられるわけですから、これに関連をしておりますので、あと環境厚生委員長から報告がありますが、これも人勧に基づく給与の引き下げになっておりますので賛成できないという形で反対討論といたしておきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、武藤議員のほうからもありましたけども、この後の採決で関連いたしますこの第105号から第111号まで一括して討論させていただきたいと思いますが、まず、先ほど第105号の一般会計補正予算につきまして環境厚生常任委員会の委員長から全員一致の賛成ということの報告がありましたけども、私も本会議の初日におきまして関連する第104号の職員給与の条例等一部を改正する条例について反対しており、この補正予算については本来関連がありますので反対すべき内容のものでありましたので、委員会の採決と対応が異なりますけども、本会議の対応につきましては、委員会での対応を訂正させていただきまして、本会議におきまして反対させていただきます。

また、あわせて関連します第106号、第107号、第108号、第109号につきましても、同様に対応させていただきます。

そして、第110号、第111号につきましては、第104号に反対しておりますことから反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

したがって、議案第105号は原案のとおり可決されました。



〈原案可決 賛成17名、反対 2名 午前11時06分〉

○議長（不老光幸議員） ここで11時20分まで休憩します。

休憩 午前11時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時20分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24から日程27まで一括上程

○議長（不老光幸議員） お諮りします。

日程第24、議案第106号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」から日程第27、議案第109号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第106号から議案第109号までの4議案について、審査内容と結果を一括して報告いたします。

これら4議案につきましては、すべて職員給与費の補正でありましたので、さきの議案第105号と一括して執行部から説明を受けました。

4議案すべてに対し、委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第106号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について」、議案第107号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第2号）について」、議案第108号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」及び議案第109号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について」、以上4議案につきましては、委員全員一致で4議案ともに原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員会の報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第106号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第107号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第108号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第109号の委員長報告に対し質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第106号「平成21年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について」、討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第106号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時23分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第107号「平成21年度太宰府市老人保健特別会計補正予算(第2号)について」討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第107号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時24分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第108号「平成21年度太宰府市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第108号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時25分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、議案第109号「平成21年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第109号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28と日程第29を一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第28、議案第110号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算(第2号)について」及び日程第29、議案第111号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第1号)について」を一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番(田川武茂議員) 建設経済常任委員会に審査付託されました議案第110号及び議案第111号について、審査の内容と結果を一括して報告いたします。

両案ともに、職員給与費の補正でありましたので、さきの議案第105号と一括して執行部から説明を受けました。

両議案に対して、委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、議案第110号「平成21年度太

宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」及び議案第111号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」は、委員全員一致で両議案ともに原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第110号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第111号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第110号「平成21年度太宰府市水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第110号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時28分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、議案第111号「平成21年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第111号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 大多数起立です。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時29分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第30 議案第112号 太宰府市暴力団排除条例の制定について**

○議長（不老光幸議員） 日程第30、議案第112号「太宰府市暴力団排除条例の制定について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託されました議案第112号「太宰府市暴力団排除条例の制定について」、その審査内容と結果を報告いたします。

県内には都道府県別で全国最多の5つの指定暴力団が存在しており、過去5年間において3件の対立抗争事件が発生していることにかんがみ、福岡県では本年10月、全国で初めての暴力団排除条例が制定されました。

太宰府市内には暴力団事務所等は存在しないものの、先日、元暴力団員による拳銃を使用した殺傷事件も発生していることから、太宰府市においても県と同様の暴力団排除条例を制定し、市民、警察、行政が一体となって安全・安心なまちづくりを推進するため条例を制定するものであるとの説明を受けました。

委員からは、元暴力団員と交友関係がある業者について公共工事から排除できるのかについて質疑があり、執行部からは、県警からの通知に基づき、暴力団員とのつながりが完全になくなったことが確認できるまで指名停止措置を行うとの回答がありました。

その他、関連質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第112号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第112号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31から日程第34まで一括上程

○議長(不老光幸議員) お諮りします。

日程第31、請願第6号「2010年度年金の確保に関する請願」から日程第34、請願第9号「夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

[8番 中林宗樹議員 登壇]

○8番(中林宗樹議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第6号から請願第9号の審査における主な内容と結果を一括してご報告します。

請願第6号の協議では、趣旨はわかるが、国の財政が厳しい中、反対するという意見がありましたが、協議の中で、国の予算規模、国債依存度も抑えられない状況の中、いま少し、政府の決断、景気の動向を見ていきたいということで継続審査の動議が出されましたので、協議を中断し、請願第6号を継続審査することについて採決を行いました。

採決の結果、請願第6号「2010年度年金の確保に関する請願」につきましては、委員賛成多数で継続審査すべきものと決定いたしました。

続きまして、請願第7号の協議では、即時廃止ということには現場に大きな負担がかかる、また多額の費用がかかることになるのでもう少し煮詰めるべきであるとの意見。民主党政権では、即時廃止はしない、ただし見直しをして次にどういう制度をつくるか、何年かかけてから廃止するという見解がある等の意見が出されました。

討論では、民意という部分では廃止を求める声がさきの総選挙で示されている。後期高齢者医療制度の即時廃止は多くの民意にこたえるという形であると思うので、採択には賛成するという賛成討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第7号「後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願」につきましては、委員賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

請願第8号の請願に対する協議におきましては、請願書に入院基本料の全体的な引き上げと

ということが出ているが、病床を減らすということに反対であるが、入院基本料が引き上げられるということは我々の医療費負担が大きくなるのではないかとの意見に対し、実際に病院と診療所の診療報酬の格差が今日の状況を招いており、その格差是正を訴えているわけで、医療費総額を国が配分決定するので、全体の医療費の値上げにはつながらないと思っているという意見が出ました。

協議を終わり、討論はなく、請願第8号「有床診療所の存続と活用を国に求める事に関する請願」につきましては、採決の結果、委員全員一致で採択すべきものと決定し、本日意見書を上程するものであります。

請願第9号に対する協議におきましては、一定期間をとってこの請願の趣旨等調査を時間をかけてしていくほうがいいのではないかということで継続審査の動議が出されましたが、採決の結果、賛成少数で否決となり、協議を継続しました。

ほかの意見では、慎重な対応を求めるという請願なので全く同感であるとの意見が出されました。

協議を終わり、討論では、同じ姓を強制するということが人格権の侵害であるということも指摘されているので、この請願には反対するという反対討論がありました。

討論を終え、採決の結果、請願第9号「夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願」につきましては、委員賛成多数で採択すべきものと決定し、本日意見書を上程するものであります。

以上でご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

請願第6号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第7号の委員長報告に対し質疑はありますか。

4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この審議の際、九州市長会における、医療保険のこれを制度を改革しなさいということが、市長会のほうではこれはもう後期高齢者医療制度も含めて医療制度改革、保険制度改革をしなさいという緊急決議がなされているんですが、このことについては審議の中で一定その話題とか出てきたんでしょうか。

○8番（中林宗樹議員） 緊急決議についてのお話は、委員会の中では出ませんでした。

○議長（不老光幸議員） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第8号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第9号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

請願第6号「2010年度年金の確保に関する請願」について討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） まず、この紹介議員として説明をさせていただきました。本当に年金受給者の中にもさまざまな年金制度がありますが、特に国民年金の場合は、ほんのわずかな年金で、生活していくのも大変であります。提案理由の中にも発言させていただいておりましたが、18万円以上の年金受給者から、やはり医療や介護保険料の天引きを行う。15日に年金受給者から引かれました。本当にこのわずかな年金から市民税、それから保険料を天引きをしていく。こういう状況の中で、本当に大変な状況だというのがあります。本来、年金というのは、物価スライド制をしていくべきなんです、こういう先ほども可決されました予算の人事院勧告問題もそうですが、人事院勧告が実施され、それに伴って毎年引き上げなければならぬこの年金も、引き上げないで減額をする、こういう状況です。委員会では継続審査ということですから、継続審査には賛成をいたしますが、本来平成22年度の今予算編成が国会で行われております。これが3月議会で審議をされても、そのときにははっきり言って平成22年度の予算編成に間に合わない状況になります。年金生活者の公的年金控除が廃止され、高齢者控除が廃止になり、そして非課税措置、また高齢者に対する医療や介護保険料の上昇などの問題で、本当に所得が少なくなっているときに、本来年金に対する減額を回避する、そういう意見書をやはり私は国に上げるべきだと思います。委員会で継続ということですが、本来は12月議会で可決させていただいて、そして国に上げるべきだということを討論といたします。

委員会で継続になりましたので、継続には賛成をいたしますが、私のこの請願の紹介議員としての趣旨としては、本来太宰府に住んでいる多くのお年寄りのためにも減額をしないような制度を議会として上げるべきだという意見を述べておきたいと思います。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、2番藤井雅之議員。

○2番（藤井雅之議員） 今、武藤議員からもありましたけども、紹介議員としましては、請願の採択をお願いしたい気持ちでありますけども、一定調査の時間等必要ということで継続審査ということになっておりますので、継続審査には賛成いたします。また、3月議会での採択をあわせてお願いいたしまして、賛成の表明といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第6号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、請願第6号は継続審査とすることに決定しました。

(継続審査 賛成19名、反対0名 午前11時43分)

○議長(不老光幸議員) 次に、請願第7号「後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願」について討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 委員会で採決の結果、不採択になったという委員長報告がありました。この後期高齢者医療制度の問題については、さきの政権交代前の参議院で可決をいたしておりました。また、政権交代によってこの後期高齢者医療制度を廃止するというマニフェストに基づいて、多くの方が政権交代に支持をなされたと思います。昨日、厚労省の大臣に多くの方々国会前でこの寒さの中で高齢者が座り込みをして、大臣にぜひ後期高齢者制度をもとの老人医療制度に戻していただきたいと。なぜ国保、国民健康保険から高齢者という別建てにするのか。扶養家族からも外されることにもなる。また、受ける医療制度も制限がなされてる。保険料は年金から天引きし、しかも2年ごとに引き上げるなど、さまざまな問題が起きておりまして、今各地の自治体で国に意見書を上げております。やはり老人保健制度に戻してお年寄りを大切にしていきたいという意見書が各自治体から上がっていることも事実です。

私は、本当にこの今日の世の中を築いていただいたお年寄りたちと若い年齢というか、そういう人たちと分けて行く医療制度というのは問題があり、やはり今までどおりのもとの制度に戻すべきだと。委員会で否決をされたということですが、この意見書をやはり国に上げていただいて、お年寄りを大切にする、そういう医療制度にすべきだということを、この請願を可決することに対して賛成の立場で討論をいたしておきます。

以上です。

○議長(不老光幸議員) 反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 次に、2番藤井雅之議員。

○2番(藤井雅之議員) 紹介議員としまして、請願の採択をお願いいたしまして討論いたします。

委員長報告でもありましたが、さきの衆議院選挙で行われた政権交代の結果では、後期高齢者医療制度即時廃止を挙げた民主党の新政権に多くの有権者の方が信任される結果となりました。その民意にという部分に照らし合わせれば、この請願、採択重ねてお願いいたしまして、福岡県の広域連合及び厚生労働省に意見書の提出を重ねてお願いいたしまして、討論といたし

ます。

○議長（不老光幸議員） 次に、4番渡邊美穂議員。

○4番（渡邊美穂議員） この後期高齢者医療制度の即時廃止の意見書提出を求める請願について、賛成の立場で討論をいたします。

この制度がもう落ちついてきたというご意見を伺うこともありますけれども、多くの市民は2年ごとの保険料の見直しということをご存じありません。福岡県の保険料は全国一高額である上、現行制度が継続すれば来年4月には保険料がさらに値上げされることは必至であり、高齢者から死活問題として不満が生まれることは明白です。これがこの請願の主眼だと私は考えます。先日、清水議員の一般質問に対する市長答弁にもありましたように、九州市長会においても後期高齢者医療制度などを廃止し、医療保険を一元化することで負担と給付の公平化を実現してほしいということを全会一致で緊急決議されたところです。ただ、この請願にあるように、老人保健制度に戻すことについては、私はまだ検討すべきだと思いますし、議員各位のご意見も分かれるところだと思います。しかし、単に不採択ということになれば、多くの高齢者の願いや市長会の決議に反し、太宰府市議会では後期高齢者医療制度の継続を望んでいるという印象を与えたいと思います。議員の皆様がこの制度に問題ありとお考えならば、早急に医療保険制度の改革を実施し、後期高齢者医療制度を廃止するよう国に提案することが市長会の決議を後押しすることにもなると思います。そのためにも、まずは請願を採択し、国に提出する意見書案を議会でご検討いただくよう要望して賛成討論といたします。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第7号に対する委員長の報告は不採択です。

よって、原案について採決いたします。

請願第7号を採択することに賛成の方は起立願います。

（少数起立）

○議長（不老光幸議員） 起立少数です。

よって、請願第7号は不採択とすることに決定しました。

〈不採択 賛成4名、反対15名 午前11時49分〉

○議長（不老光幸議員） 次に、請願第8号「有床診療所の存続と活用を国に求める事に関する請願」について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第8号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、請願第8号は採択することになりました。

〈採択 賛成19名、反対0名 午前11時49分〉

○議長(不老光幸議員) 次に、請願第9号「夫婦別姓に関し慎重な対応を求める請願」について討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 請願の内容について趣旨はさまざまだと思います。こういう別姓に対して慎重な態度を求める請願者、そういう願いのある部分もありますが、やはり夫婦別姓に対して求める意見もあるということがまず大事であります。私は、この女性の権利、本当に長い期間を要しております。江戸時代、明治に入りまして女性が売り買いをされるといふ悲しい歴史がありました。そして、その後に女性にやっとな選挙権が与えられました。こういう状況の中で、結婚する場合には男性と夫婦をするときには女性は男性の姓を名乗らなければならないというような、こういう状況です。また、女性の姓を名乗る場合は養子的な形になっております。そういう状況の中で、日本は長いそういう歴史があるわけですが、今日の歴史の中で、やはり結婚してもお互いの姓で過ごすことは多くの女性の方が望んでおられて、自民党政権下で法務大臣がさまざまな多様な生き方がある、こういう形で民法の改正を国会で答弁をいたしております。例に挙げますと、韓国の戸籍制度を見ていただきますと、必ずキムという方とキムという方が結婚をしないという、韓国ではそういう状況で、結婚したら必ず男性と女性の姓が違う。また、お子さんがどちらの姓を名乗るかというのは夫婦で決めるという状況になっております。

こういう状況の中で、請願の中で子供の出生時、子供の姓の選択ということもありますが、外国でも隣の韓国では当然こういう制度が長い歴史の中で守られておりますし、私は女性は男性のやはり附属者じゃないというふうを考えております。当然、結婚することによって女性の姓を名乗ること、男性の姓を名乗ること、これは民法を改正すれば可能であります。本当に女性の権利、江戸時代や明治、大正、昭和、こういう状況の中で男女平等という制度が確立される中で、別姓をぜひ民法を改正していただいて実施をしてほしいというこういう願いが、国会の中でも法務大臣が民法の改正を行いたいという回答をしている以上、私はこの請願は委員会では否決されましたが、やはり私がぜひこの請願は可決すべきだという討論に……。

(「採択よ、委員会では」と呼ぶ者あり)

○19番(武藤哲志議員) あっ、委員会では採択をされたということですが、私はこの請願について反対の立場をとっておきます。失礼しました。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

9 番門田直樹議員。

○9 番（門田直樹議員） 今、反対の討論お聞きしたんですが、そもそも外国の姓と日本の姓は根本的に違います。いわゆる韓国の本貫っていいですかね、李さんとか金さんとかの仕組みは、ちょっとここでは長くなりますので詳しくは申しませんが、根本的に違います。また、江戸時代云々というのはありましたけれども、ご承知のように明治維新にいわゆる名字と廃刀令ですね、その後また戦後に新しい憲法が制定されました。その中で男女のこの件におけます平等というものはきっちり憲法の中にもありますし、現在も保障されております。そもそもこの氏姓、いわゆる氏、姓ですね、古代のいわゆる出身とか同党、同族とかですね、あるいは朝廷との関係とかというふうなものがだんだんに歴史の中で変遷はあるんですけども、少なくとも明治維新、まだこの方ですね、特に戦後は、これはいわゆる、例えば門田という姓がありましたら、これは歴史とか家、いわゆる古い感覚の家ではなくて家庭をあらわすものです。この辺をきっちり確認していただきたいと思います。

最近、ごく最近だったと思いますが、新聞に身の上相談で奥さんがあなたの母親、母親、母親と、あなたの母親と、お母さんって何で言えんのかという、何かそういう悩みがありました。何か冷たい感じを受けます。確かに母親かもしれませんが、身内になったんだから、夫婦なんだから、私のこっちゃんないですよ、お母さんと言ってほしいですよ、母親と。そういうふうな空気。あるいは、今、いろんな年代の子供がおりますけれども、親に対してあんたとかというふうなことはよく見聞きします。私もいろいろそういうふうな関係の仕事もしておりますが、そういうふうな中で、この理由というのの中で、まず最初に親子の断絶が危惧されると。また、旧姓使用の法制下で、いわゆる結婚後の仕事は十分それでやっていけるんじゃないか。また、婚姻時に意見が対立したらどうするんか、結婚をあきらめるのか。また、子供や孫の姓の取り合いが始まるんじゃないか、実家がかかわってですね。最後に、その少数の人たち、7.7%ということですが、その人たちによって、我々も関係あるんですよ。我々の子供やあるいは親戚がそうなるかもしれない。そういうことによる精神的な大きな負担があると。そういうふうなことで、この請願は所管の委員会では採択されたと思いますが、要は日本という国がこれから、言ってみたらもう破壊と混乱に行くのか、調和と繁栄に向かっていくのか、そういった判断を求められている、そういうふうな請願の内容であると思います。

以上のような理由で、私はこの請願に賛成です。

以上です。

○議長（不老光幸議員） 次に、2 番藤井雅之議員。

○2 番（藤井雅之議員） 所管委員会の環境厚生委員会の中でも述べましたけども、11月19日に行われました参議院の法務委員会におきまして、日本共産党の仁比聡平参議院議員がこの問題について質問しました。選択的夫婦別姓制度の導入については、この間、女性が結婚後も旧姓を使用したいという願いを持っているということを実例も挙げて示しながら、千葉法務大臣に対

して速やかに民法を改正すべきだという質問を行いました。千葉法務大臣も多様な生き方の選択を広げるものでぜひ実現をしたいというふうに表明しています。女性の多様な生き方をしたいという願いにこたえる立場に私は賛成ですので、この請願には反対を表明いたします。

○議長（不老光幸議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 次に、16番村山弘行議員。

○16番（村山弘行議員） 私は、この請願に反対の立場で討論をさせていただきたいと思いますが、請願の趣旨の中に記載をされておりますように、この民法が改正をされますと、家族の一体感やきずなが損なわれるというご心配のようではありますが、そういう心配は私は全くする必要がないというふうに思っております。これは、選択ができるという民法の改正でございますので、ご案内のとおり、嫁いで夫の姓になるのが、あるいはそれぞれの今までの旧姓を名乗った部分を名乗ってもいいよという、そういう保障をこの民法改正でやろうということでございますから、家族のきずなが壊れたり、あるいはこの懸念がされております日本の伝統的なものが崩壊をするというような危惧は必要ないのではなかろうかというふうに思っております。日本はかつて、嫁しては夫に従えというのが美德でありましたが、今はもうそれぞれの人として生きていくというものを社会もそれを認めておりますし、この請願を出すということは、今日の時代からすると時代錯誤になるのではなかろうかというふうに思いますので、本議会としては本請願を意見書を出さないようにしたほうがよろしかろうということで反対討論にさせていただきます。

以上です。

○議長（不老光幸議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第9号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（不老光幸議員） 賛成大多数です。

したがって、請願第9号は採択とすることに決定しました。

〈採択 賛成15名、反対4名 午後0時00分〉

○議長（不老光幸議員） ここで13時まで休憩します。

休憩 午後0時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（不老光幸議員） 休憩前に引き続き、再開をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 請願第10号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願

○議長（不老光幸議員） 日程第35、請願第10号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 田川武茂議員。

[17番 田川武茂議員 登壇]

○17番（田川武茂議員） 建設経済常任委員会に審査付託されました請願第10号について、審査内容と結果を報告いたします。

本請願に対する意見を委員に求めたところ、委員からは特に意見はありませんでした。

協議を終え、討論もなく、採決の結果、請願第10号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める請願」については全員一致で採択するものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第10号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、請願第10号は採択することに決定しました。

〈採択 賛成19名、反対0名 午後1時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第36 意見書第4号 エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第36、意見書第4号「エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 中林宗樹議員。

〔8番 中林宗樹議員 登壇〕

○8番（中林宗樹議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました意見書第4号の審査における内容と結果をご報告いたします。

本意見書に対する協議、討論はなく、採決の結果、意見書第4号「エコポイント制度並びにエコカー補助金の継続実施を求める意見書」につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でご報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第4号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 意見書第5号 奨学金制度の充実を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第37、意見書第5号「奨学金制度の充実を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第5号「奨学金制度の充実を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

賛成者となっている委員から、経済的な理由で高校や大学に進学できない、あるいは中退を余儀なくされる学生がいることから、ぜひ意見書を可決いただきたいとの補足説明がありました。

これに対する委員からの意見はなく、討論では、奨学金を返済できる能力があるにもかかわらず返済しない人が数多くいることを聞いているので、きちんとした対応をして不公平のないようにしていくことを期待するとの賛成討論がありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、意見書第5号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第5号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第38 意見書第6号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第38、意見書第6号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番力丸義行議員。

〔6番 力丸義行議員 登壇〕

○6番（力丸義行議員） 意見書第6号「改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書」について。



提出者は、私、力丸義行、賛成者、後藤邦晴議員、橋本健議員、大田勝義議員、村山弘行議員、田川武茂議員、福廣和美議員です。

なお、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書。

経済、生活苦での自殺者が年間7,000人に達し、自己破産者も18万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなどの深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引き下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などを含む同法が完全施行される予定である。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は、①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティーネット貸し付けの充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を切るなど、多重債務対策は確実に成果を上げつつある。

他方、一部には消費者金融の成約率が低下しており、借りたい人が借りられなくなっている。特に昨今の経済危機や一部商工ローン業者の倒産などにより資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加していることなどを殊さら強調して、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者に対する規制の緩和を求める論調がある。

しかしながら、1990年代における山一証券、北海道拓殖銀行の破綻などに象徴されるいわゆるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸し付けを延ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど、多重債務問題が深刻化した。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制の貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず、許されるべきではない。今、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、セーフティーネット貸し付けの充実及びヤミ金融の撲滅などである。

そこで、今般設置されている消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実及び多重債務問題が喫緊の課題であることも踏まえ、国に対し、以下の施策を求める。

- 1、改正貸金業法を早期に完全施行すること。
- 2、自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保することなど、相談窓口の拡充を支援すること。
- 3、個人及び中小事業者向けのセーフティーネット貸し付けをさらに充実させること。
- 4、ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、金融担当大臣です。

以上でございます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第6号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（不老光幸議員） 全員起立です。

したがって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 意見書第7号 有床診療所の存続と活用に向けた対策を求める意見書

○議長（不老光幸議員） 日程第39、意見書第7号「有床診療所の存続と活用に向けた対策を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

14番安部陽議員。

〔14番 安部陽議員 登壇〕

○14番（安部 陽議員） 意見書第7号「有床診療所の存続と活用に向けた対策を求める意見書」につきましては、提出者は、私、安部陽、賛成者は原田久美子議員、藤井雅之議員、中林宗樹議員、安部啓治議員で提出いたします。

提案理由の説明につきましては、意見書朗読をもってかえさせていただきます。

有床診療所の存続と活用に向けた対策を求める意見書（案）。

有床診療所は、地域住民の身近にあり、小規模ながら比較的高度な専門医療の提供から高齢

者の医療や介護の受け入れ、さらには終末期の医療を担うなど、住民のニーズに応じた適正な医療を提供して長い間地域に欠くことのできない入院治療施設として機能してきた。

特に地方では、有床診療所が産科、小児科などの専門医療のみならず、かかりつけ医の役割も担っており、また病床を持つことにより夜間、休日など緊急の場合も直ちに対応できるため、地域住民の安心と信頼を得ている。

しかしながら、長年にわたり極端に低く設定された入院料が病床の維持を困難にしているとともに、たび重なる医療制度改革や政府の病床数削減の基本方針により、全国の有床診療所の数は20年間で半数の約1万1,000施設にまで減少している。このままでは数年後に有床診療所が消滅することも予想され、住民にとっては地域のかげがえのない入院施設を失うという危機に陥っている。

加速する高齢社会に加え、医療崩壊の報道に住民が不安を募らせている昨今、地域のさまざまなニーズに応じて開設されている有床診療所を地域の医療資源として有効活用することは、国民の命と健康を守る上で緊急の施策であると考えます。

よって、以下の事項について早急に実施するよう国に要望する。

1、在宅医療の後方支援や急性期から慢性期、終末期に至る医療、介護を患者の病態に合わせて柔軟に対応できる病床として、また病院や無床診療所などと積極的に地域連携を図り、拠点診療所として地域医療を支えるなど、医療資源として有床診療所を活用できる総合的な施策を確立すること。

2、平成22年度の診療報酬改定において、これ以上病床閉鎖や閉院を招かないよう、有床診療所の入院基本料の全体的な引き上げなど、有床診療所に対する診療報酬の見直しを早急に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

意見書の送付先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（不老光幸議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第7号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(不老光幸議員) 全員起立です。

したがって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時16分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第40 意見書第8号 夫婦別姓問題に関し慎重な対応を求める意見書

○議長(不老光幸議員) 日程第40、意見書第8号「夫婦別姓問題に関し慎重な対応を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

14番安部陽議員。

[14番 安部陽議員 登壇]

○14番(安部 陽議員) 意見書第8号「夫婦別姓問題に関し慎重な対応を求める意見書」につきましては、提出者は、私、安部陽、賛成者は原田久美子議員、中林宗樹議員、安部啓治議員で提出いたします。

提案理由の説明につきましては、意見書朗読をもってかえさせていただきます。

夫婦別姓問題に関し慎重な対応を求める意見書(案)。

一部報道によると、政府は民法を改正し、選択的夫婦別姓等を導入する方針とある。夫婦別姓制度は、婚姻制度や家族のあり方に重大な影響を及ぼし、社会的混乱を招くおそれがあり、問題が多い。

生まれてくる子供たちの姓が出生ごとにばらばらとなることが法的に許されることになれば、日本社会が伝統的に重視してきた家族の否定にさえつながりかねない。

また、世論が沸騰しないうちに、そぞろに法案化し、多数採決をもって法制化する傾向に懸念を持たざるを得ない。

同制度の法案化、提出、採決については、国民全体の声に耳を傾け、慎重な対応をしていただくとともに、拙速を避けるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書送付先は、内閣総理大臣、法務大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(不老光幸議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 先ほど請願第9号の採決に当たりまして反対討論をいたしておりましたので、この意見書第8号については賛成できないことを表明しておきたいと思います。

以上です。

○議長(不老光幸議員) ほかに討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(不老光幸議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第8号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(不老光幸議員) 大多数起立です。

したがって、意見書第8号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対4名 午後1時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 太宰府市議会議員定数問題特別委員会中間報告

○議長(不老光幸議員) 日程第41、「太宰府市議会議員定数問題特別委員会中間報告」を議題とします。

委員長の報告を求めます。

太宰府市議会議員定数問題特別委員会委員長 安部陽議員。

[14番 安部陽議員 登壇]

○14番(安部 陽議員) 太宰府市議会議員定数問題特別委員会の中間報告をいたします。

当委員会は、8月11日、9月1日、10月13日、12月1日と4回にわたり精力的に審議いたしました。

まず、第1回目の初日におきまして、まず審議の進め方として各会派でよく検討をしていた
だき、最終的には平成22年3月議会までに結論を出すことを確認決定いたしました。

また、調査資料として、福岡県内市議会及び九州管内人口類似市議会の状況、その内容につ
きましては、人口、面積、法定数、現在の定数、現定数前の定数、現定数の改定日、合併定数
等の状況、2、九州各市の人口、面積及び議員定数一覧表、その内容は、市名、人口、面積、
法定数、条例定数、現員数。

3、全国類似人口市の議員定数一覧表、人口6万5,000人から7万5,000人に限定し、内容とし
て県名、市名、面積、法定数、条例定数。

4、議員定数に関する識者の意見。

以上の4資料をもとに各会派で意見をまとめていただき、定数問題について意見を聴取いた
しました。各会派では、現状でよいのか、増やしたのがよいのか、削減したのがよいのかの3
案で議論し、この中で筑紫野市、春日市、大野城市の3市で削減しているもので、削減はやむを
得ないのではないかと。また、前原市が18人ということで参考資料となるのではないかと。また、
近隣の市が削減ということで若干減らすのはやむを得ないのではないかと。また、市民は批判す
るのは簡単です。本当に議員が市民の声、要望、願いを議会に反映させる、市民を代表して管
理監督する責任がある。改正自治法でも30人になっている。費用弁償、政務調査費を引き下げ
て努力している。以前、議員定数問題があったときに、現在のままとされている経緯もあり、
現状のままでよいのではないかなど意見が出され、再度各会派に持ち帰り議員の定数を再度
提出していただくことにしました。その中で2名減の会派4会派、現状維持が1会派、2会派
は結論が出ておりません。2名減の中にも、3常任委員会で6名で行っている環境厚生常任委
員会の6名が参考となりました。また、財政面だけでよいのかなど、また、削減した際のメリ
ット、デメリットについても議論があり、かなりの意見がありましたが、今の行政改革の流れ
というものが身を削るということも必要ではないかという意見もあっております。

3回目までは、現状維持と減らすという2案の意見でありましたが、4回目での議論の中
で、新しく近隣市とのバランスとして人口に対して議員数で割った結果、15人という定数が新
たに提案されました。

以上が4回にわたる特別委員会の審議の概要ですが、意見をまとめるまでには至っておら
ず、現状維持、2名減、5名減の3案が出ていることから、今後、委員外の議員10名の意見も
議員協議会等でお伺いした上、次回の平成22年3月定例会に提案すべく、さらに特別委員会で
審議を行うこととしております。

以上、中間報告をいたします。

○議長（不老光幸議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第42 議員の派遣について

○議長（不老光幸議員） 日程第42、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第43 閉会中の継続審査申し出について

○議長（不老光幸議員） 日程第43、「閉会中の継続審査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（不老光幸議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成21年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（不老光幸議員） 異議なしと認めます。

したがって、平成21年太宰府市議会第4回定例会を閉会します。

閉会 午後1時26分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成22年2月23日

太宰府市議会議長 不老光幸

会議録署名議員 力丸義行

会議録署名議員 橋本健

会議録署名議員 中林宗樹